5　施行令第三十九条の十四の三第一項第一号に規定する外国関係会社の経営管理を行う他の法人として財務省令で定めるものは、保険会社等に係る他の判定対象内国法人で、専ら保険外国関係会社等の経営管理及びこれに附帯する業務を行っているものとする。

第二十二条の十一の三第一項中「第二十二条の十一第二項」を「第二十二条の十一第七項」に、「第二十二条の十一第三項」を「第二十二条の十一第八項」に、「第二十二条の十一第四項及び第六項」を「第二十二条の十一第五項及び第六項」に、「第二十二条の十一第七項」を「第二十二条の十一第十項」に、「第二十二条の十一第八項」を「第二十二条の十一第十一項」に、「第二十二条の十一第十項」を「第二十二条の十一第十二項」に、「第二十二条の十一第十一項」を「第二十二条の十一第十三項」に、「第二十二条の十一第十二項」を「第二十二条の十一第十四項」に、「第二十二条の十一第十三項」を「第二十二条の十一第十五項」に、「第二十二条の十一第十四項及び第十五項」を「第二十二条の十一第十六項」に、「第二十二条の十一第十七項」を「第二十二条の十一第十八項」に、「第二十二条の十一第十五項及び第十六項」を「第二十二条の十一第十九項」に、「第二十二条の十一第十六項」を「第二十二条の十一第二十項」に、「第二十二条の十一第十七項」を「第二十二条の十一第二十一項」に、「第二十二条の十一第十八項」を「第二十二条の十一第二十二項」に、「第二十二条の十一第十九項」を「第二十二条の十一第二十三項」に、「第二十二条の十一第二十項及び第二十一項」を「第二十二条の十一第二十四項」に、「第二十二条の十一第二十二項」を「第二十二条の十一第二十五項」に、「第二十二条の十一第二十三項」を「第二十二条の十一第二十六項」に、「第二十二条の十一第二十四項」を「第二十二条の十一第二十七項」に、「第二十二条の十一第二十五項」を「第二十二条の十一第二十八項」に、「第二十二条の十一第二十六項」を「第二十二条の十一第二十九項」に、「第二十二条の十一第二十七項」を「第二十二条の十一第三十項」に、「第二十二条の十一第二十八項」を「第二十二条の十一第三十一項」に改め、同条第四項中「第二十二条の十一第二十九項」を「第二十二条の十一第三十二項」に改め、同条第五項中「第二十二条の十一第三十項」を「第二十二条の十一第三十三項」に改め、同条第六項中「第二十二条の十一第二十九項」を「第二十二条の十一第三十四項」に改め、同条第七項中「第二十二条の十一第三十項から第三十七項まで」を「第二十二条の十一第三十五項から第三十八項まで」に改め、同条第九項中「第二十二条の十一第三十四項及び第四十項」に、「同条第三十四項及び第四十一項」を「同条第三十五項及び第四十二項」に改め、同条第十一項中「第二十二条の十一第三十五項から第三十七項まで」を「第二十二条の十一第三十六項から第三十八項まで」に改め、同条第十二項中「第二十二条の十一第三十六項及び第三十七項」を「第二十二条の十一第三十七項及び第三十八項」に改める。

第二十二条の十三第九項中「その」を「同項に規定する特定株式（以下この項において「特定株式」という。）のうちその」に、「五年」を「三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）」に改め、「法第六十六条の十三第十二項の」を削る。

第二十二条の十八を次のように改める。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第二十二条の十八　法人税法施行規則第二十七条の十七の規定は、施行令第三十九条の二十八第二項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、法人税法施行規則第二十七条の十七第一項中「内国法人が当該内国法人」とあるのは「中小企業者等（租税特別措置法第六十七条の五第一項（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）に規定する中小企業者等をいう。以下この条において同じ。）が当該中小企業者等」と、同項第二号から第四号までの規定及び同条第二項中「内国法人」とあるのは「中小企業者等」と読み替えるものとする。

第二十二条の二十九第一項中「第二十条の七第三項」を「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十三号）第二条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（第七項において「旧租税特別措置法施行規則」という。）第二十条の七第三項」に改め、同条第七項中「第二十二条の七第三項」を「旧租税特別措置法施行規則第二十条の七第三項」に改める。

第二十二条の三十二第三項中「の施行令」を「の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百四十八号。次項において「改正令」という。）第二条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改め、同条第四項中「の施行令」を「の改正令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改める。

第二十二条の三十四中「第二十条の十の四各号」を「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十三号）第二条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十条の十の四各号」に改める。

第二十二条の三十七中「第三十九条の五十六第九項」を「第三十九条の五十六第十三項」に、「第六十八条の二十七第三項」を「第六十八条の二十七第四項」に、「第三十九条の五十六第四項」を「第三十九条の五十六第八項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第三十九条の五十六第六項に規定する財務省令で定める書類は、沖縄県知事の同条第五項に規定する設備について同項の確認をした旨を証する書類とする。

第二十二条の六十の二第一項各号を次のように改める。

一　法第六十八条の六十三第一項の表の第一号の上欄に掲げる法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が認定時国際物流拠点産業集積地域の区域（当該連結親法人又はその連結子法人が沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の認定を受けた時（以下この号において「認定時」という。）において同表の第一号の中欄に掲げる区域に該当していた区域をいう。以下この号及び第三号において同じ。）内において同表の第一号の下欄に掲げる事業（同号の上欄に掲げる法人に該当しない期間にあつては、当該認定時において沖縄振興特別措置法第三条第七号に規定する特定情報通信事業に該当していた事業。以下この号及び第三号において「対象特定情報通信事業」という。）を行つていた場合　当該被合併法人のうち当該認定時情報通信産業特別地区の区域内において当該対象特定情報通信事業を行つていた期間の月数

二　法第六十八条の六十三第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が認定時国際物流拠点産業集積地域の区域（当該連結親法人又はその連結子法人が沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の認定を受けた時（以下この号において「認定時」という。）において同表の第二号の中欄に掲げる区域に該当していた区域をいう。以下この号及び第四号において同じ。）内において同表の第二号の下欄に掲げる事業（同号の上欄に掲げる法人に該当しない期間にあつては、当該認定時において沖縄振興特別措置法第三条第十二号に規定する特定国際物流拠点事業に該当していた事業。以下この号及び第四号において「対象特定国際物流拠点事業」という。）を行つていた場合　当該被合併法人のうち当該認定時国際物流拠点産業集積地域の区域内において当該対象特定国際物流拠点事業を開始した日が最も早い法人が当該対象特定国際物流拠点産業集積地域の区域内において当該対象特定国際物流拠点事業を行つていた期間の月数

三　法第六十八条の六十三第一項の表の第一号の上欄に掲げる法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人の設立前に認定時情報通信産業特別地区の区域内において対象特定情報通信事業を行つていた場合（第一号に掲げる場合を除く。）　当該実質的に同一であると認められる者が当該認定時情報通信産業特別地区の区域内において当該対象特定情報通信事業を行つていた期間の月数

四　法第六十八条の六十三第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人の設立前に認定時国際物流拠点産業集積地域の区域内において対象特定国際物流拠点事業を行つていた場合（第二号に掲げる場合を除く。）　当該実質的に同一であると認められる者が当該認定時国際物流拠点産業集積地域の区域内において当該対象特定国際物流拠点事業を行つていた期間の月数

第二十二条の六十の二第二項第一号中「連結法人」を「認定法人」に、「同項に」を「認定時経済金融活性化特別地区の区域（当該連結親法人又はその連結子法人が沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の認定を受けた時（以下この号において「認定時」という。）において法第六十八条の六十三第二項に」に、「地区（」を「地区の区域に該当していた区域をいう。）」に、「経済金融活性化特別地区」という。）を「同じ。）」に、「施行令」を「当該認定時において施行令」に、「特定経済金融活性化産業に属する事業」を「特定経済金融活性化事業に該当していた事業」に、「特定経済金融活性化事業」を「対象特定経済金融活性化事業」に、「経済金融活性化特別地区内」を「認定時経済金融活性化特別地区の区域内」に改め、同項第二号中「連結法人」を「認定法人」に、「経済金融活性化特別地区」に、「特定経済金融活性化事業」を「対象特定経済金融活性化事業」に改める。